

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第30号大治町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第30号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

福祉建設常任委員会は、12月13日に開会いたしました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第30号大治町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例制定でございますが、一番の中心は下水道事業に公営企業会計を導入することでございます。そして、最終的に独立採算という方向で国は進めております。国の方針としましては平成22年度時点で人口3万人以上ということで、大治町その時点では若干足りません。ただ、現在3万人いますのでその点だけを見れば公営企業会計を入れるのはいいのかもしれませんが、大治町は下水道普及率2割も満たない中で下水道事業の財政規模が非常に小さい。その中で公営企業会計を入れて最終的に独立採算にできるのかと。まだまだ私は時期尚早であると。公営企業会計を入れるにしてももう少し普及率が上がって財政規模が大きくなってからでないと運営は難しいと思っております。以上で時期尚早であるという点で反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

12番下方でございます。議案第30号大治町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本条例の制定については、令和2年4月1日より下水道事業が公営企業法を適用するために必要な条例であり、条例の内容につきましても地方公営企業法や地方自治法などで規定されているものであります。事務を適切に行っていくため必要であると考えられますのでこの案件に賛成するものです。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第31号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第31号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第31号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。子育て支援三法の国会審議の中で家庭的保育事業等ですが、3歳で卒業していくということで子供の行き場がなくなると困るということで連携施設が必要だということでこういう法律設定がされまして、その結果、大治町の条例の中にも連携施設が入っております。確保が著しく困難である。だから連携施設を確保しなくていいというのは非常におかしい。質疑の中で担当の課長はそういう場合は町としてもちゃんと対策を考えるというような答弁をいただいておりますが、条例改正する必要がない。してはいけないことだと考えております。よって、この条例改正に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議案第31号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正は国の基準の一部改正を受けて、家庭的保育事業者などの連携施設の確保義務を緩和する内容です。ことしの10月から幼児教育・保育の無償化が始まり保育ニーズが増大する中で、町内では保育所や小規模保育事業所の新設が行われ、着実な保育行政が進められています。これを支えているのは国や県の補助事業を初め、町単独補助事業が積極的に行われていることで、各保育園などでは安定した保育園の運営が行われております。このように新たな保育ニーズに対応できるように適切に条例整備を進めていく必要がありますので、私はこの議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第32号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第32号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。議案第32号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

反対の立場で討論をさせていただきます。31号とかぶりますが、連携施設の点で先ほど賛成討論の中で保育ニーズが高まっていると。つまり、それだけニーズが高まれば3歳児の方が卒業されてから行き場がなくなる。これは明らかでございます。ですからこそ連携施設が必要だと。この規定を外すべきではございません。町としてまた国として補助金をたくさん出す等々、この条例改正とは関係ないことでございます。連携施設の規定は残すべきでございます。以上で反対をさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議案第32号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

この条例改正も国の基準の一部改正を受け、家庭的保育事業者などの連携施設の確保義務の緩和を、副食費の支払いに関する内容です。10月から始まった幼児教育・保育の無償化で低所得者などの世帯には副食費の減免が行われるなど少子化対策が着実に進められております。議案第31号と同様に国・県の補助事業を初め、町単独補助事業が積極的に行われていることで各保育園などでは安定した保育園の運営が行われております。新たな保育ニーズに対応できるよう適切に条例整備を進めていく必要がありますので、

私はこの議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第33号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第33号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第33号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第34号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第34号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

議案第34号大治町下水道条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第35号令和元年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第35号について、総務教育常任委員会から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

総務教育常任委員会は、12月12日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第35号令和元年度大治町一般会計補正予算（第5号）につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

システム改修費に170万円かける費用対効果はあるのかとの問いに対しまして、他の業務についてもマイナンバーを使う業務は今後必要となってくると思う。住民サービスの向上に努めながらやっていく方針であるとの答弁でした。

また、学校管理費の中で、今回小学校に導入される4年に一度の教科書改訂に伴う教員用の教材購入費の中に、電子教材、タブレットは含まれているのかとの問いに対しまして、教師用の指導書や教室のパソコン等で使うためのデジタル教材が入っている。タブレットは含まれていないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第35号令和元年度大治町一般会計補正予算（第5号）について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑を報告します。

感染症対策事業費で何歳の方が何人みえたのか。また何%の方が受診されたかの質問に対し、対象は昭和47年4月2日生まれから54年4月1日生まれの方でおおむね40歳か

ら47歳の方。接種状況は9月末までで抗体検査が213件、予防接種が45件、抗体検査の実施率は約9%という回答でした。

また保健師謝礼の詳細な説明をの質問に対し、保健師が産前産後休暇及び育児休業を取得することに伴い、健診時の代替とし乳児健診、9カ月児健診、2歳児歯科健診、親子教室、乳幼児相談があり、合計16回の報償費であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この補正予算の中で1点、システム改修等業務委託料について反対の立場で討論させていただきます。

保健センターの事務に関して市町村間の連携をとるということでマイナンバーを活用するということでございます。先ほどの委員長の報告にもありましたように、町の考え方として国の考えを受けてマイナンバーを活用した業務を進めていくということですが、マイナンバーを使わなければならない業務ならまだしもどんどんマイナンバーを使って情報量をふやしていけば、もし情報が漏れたときの被害も大きくなっていく。より大きくなる。今回マイナンバーを使わなければならない業務ではないと私は思います。よって今回の補正予算に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。令和元年度大治町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論を行います。

この予算は行政にとって大変不可欠なもので最低限のものだと思いますので皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第35号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第36号令和元年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第36号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第36号令和元年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第37号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第37号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第37号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第38号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第38号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第38号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第39号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第39号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第39号大治町道路線の認定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第40号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第40号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月20日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の国家公務員に準じ、議会の議員等の期末手当の割合を改定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。40号ですが、これは追加上程されたものでございます。

よって議案説明が行われていませんのでそこら辺の説明を少し求めたいと思います。お願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

今回の条例の改正の内容でございます。6条立てに改正をしております、まず1条、2条につきましては大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

まず第1条のところ、期末手当の支給割合を改正させていただいております。これにつきましては12月期の支給割合の改定。第1条で0.05月分の支給割合を改定しております。

第2条につきましては、翌年度令和2年度以降、6月期と12月期に増の割合の分0.05を

6月期と12月期に平準化するという改正をしております。

続いて第3条、第4条につきましては、大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正ということで町長、副町長の期末手当の改正をしております。3条、4条につきましてそれぞれ先ほど御説明申し上げました議会議員の皆様方の第1条、第2条の改定と同じ内容でございます。

続きまして第5条、第6条につきましては、教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。第5条、第6条の改正につきましては先ほど申し上げた議会議員の1条、2条の改定内容と同じものでございます。施行日につきまして公布の日から施行すると。第2条、4条、6条の規定については令和2年4月1日からの支給ということでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第40号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第40号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第40号は可決されました。

日程第12、議案第41号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第41号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月20日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この41号も40号と同じ追加上程されておりますので、期末手当だけでなくいろいろなほかの点でも変更があるようですので少し説明をお願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

それでは改正の内容でございます。2条立てで改正をしております。

まず第1条につきましては、勤勉手当の支給割合の改定でございます。0.05月の増ということでございます。12月期に支払いができるような改正になっております。それから給料表を改正しております。今回の給与の改定につきましては平均0.1%の改定でございます。

続きまして第2条のところでございます。今回住居手当の手当額の改正がございます。まず住居手当につきましては家賃の金額の下限が4,000円引き上げされております。1万

2000円から1万6000円へ引き上げをなされております。また手当額の上限も改正されておりまして、今上限が2万7000円のところが2万8000円まで上げるということでございます。それからそのほかに先ほど第1条で申し上げました勤勉手当につきまして、今年度は0.05月を12月期に支給ということでございますが、翌年の令和2年度以降には6月期と12月期で平準化させる旨の改定をしております。施行日につきましては、第1条につきましては公布の日からやっております。第2条につきましては令和2年4月1日からの施行でございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第41号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第41号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第41号は可決されました。

日程第13、議案第42号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第42号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月20日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の給料表の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の報酬表を改定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。41号における常勤職員の給料表の改定に準じてこの42号でパートタイム会計年度任用職員の報酬表を改定すると、これは理解できるものでございますが、先ほど41号の中で勤勉手当も改正が行われております。会計年度任用職員にも期末手当は支給するという事になっているはずですが、勤勉手当ではないので改定されないのか。つまりパートタイム会計年度任用職員は期末手当は支給されても勤勉手当が支給されないのか。そこの1点お聞きします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

会計年度任用職員につきましては一般職でございます。勤勉手当は今回改定はございません。特別職の方につきましては期末手当の改正ということでこの国の法律に準じた形で改正をいたしております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

41号で勤勉手当を改正してそれを来年度以降平準化するという条例改正でした。パートタイム会計年度任用職員、今年度いないから今年度分に関してはないわけですが、来年度以降勤勉手当があるとしたら当然そこら辺も条例改正されるべきじゃないかなと思うんですが、だから私は期末手当があつて勤勉手当がないんじゃないかなと思っているんですが、そこら辺ちょっと答弁お願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

ちょっと説明が不十分だったと思います。会計年度任用職員につきましては期末手当の支給のみということで自治法で規定されております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第42号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第42号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

今いみじくも質疑の中で明らかになりましたが、会計年度任用職員、期末手当は支給されますが勤勉手当は支給されない。差別的な制度なんです。もともと期末手当もなかったからふえてよかったという考え方も成り立つかもしれませんが、明らかにこれは差別的な制度。もっと待遇改善を図るべき制度でございます。会計年度任用職員、こういう制度自体取り入れること自体、私は差別につながる、待遇改善につながらないと思います。よってこの条例改正に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 9名〕

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第42号は可決されました。

日程第14、議案第43号令和元年度大治町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第43号令和元年度大治町一般会計補正予算。

令和元年度大治町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ276万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9166万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月20日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費等を増額し、この財源として財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第43号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第43号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第43号は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、発議第5号学校におけるICT環境整備についての意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

5番若山照洋です。発議第5号学校におけるICT環境整備についての意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年12月3日提出、提出者大治町議会議員若山照洋、大治町議会議員松本英隆。

意見書案文を要約して提出理由の説明とさせていただきます。

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけICT、情報通信技術は日々進化しており、ICTを活用する人材の育成は重要な課題になっております。子供たち一人一人に必要な資質、能力を育むという観点からも教育の情報化の重要性は一層高まっております。しかしながら、学校におけるICT機器の整備は地方自治体ごとに委ねられているため教育の情報化に必要な環境整備には多額の費用や導入したICT機器の老朽化による更新に要する費用も見込まなければならない状況であります。こうしたICT環境整備を進めるためには地方財政の厳しい現状を考えると、国からの財政支援は必要不可欠であります。よって、国におかれましては学校におけるICT環境整備が推進されるよう地方財政措置に一層の拡充をされることを強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣です。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第5号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています、発議第5号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

日程第16、発議第6号政府及び国会が気候非常事態宣言に関する決議をするよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。発議第6号政府及び国会が気候非常事態宣言に関する決議をするよう求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年12月3日提出でございます。

内容でございますが、昨今CO<sub>2</sub>排出量非常にふえている。その中で気候温暖化などで海面水位も上昇しているということでございます。それに対してオーストラリア南東部の自治体デアビン市が2016年12月に初めて宣言してから、地方自治体のみならず国レベルでもイギリス、カナダ、フランスなども宣言しております。日本政府としても宣言をしてほしいという文面でございます。宣言の内容としては、1、気候危機が迫っている実態を全力で国民に周知する。2、温室効果ガスのゼロエミッションを達成することを目標とする。3、気候変動の緩和と適応、エシカル消費の推進策を立案、実施する。4、各行政機関、関係諸団体等と連携した取り組みを国民とともに広げる。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第6号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

日程第17、発議第7号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。

発議第7号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年12月3日提出、提出者大治町議会議員下方繁孝です。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について申し上げます。そしゃく能力

や口腔機能を維持することが全身の健康や生活の質の向上に効果があり、歯や口腔を健康に保つことは国民の健康維持に不可欠といえます。しかしながら、不況の中で公的医療保険の患者自己負担がふえていることに加え、新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療負担が大きく歯科医療が受けにくくなっています。歯科医療に関する技術の進展や口腔保健の重要性を踏まえ、適正な技術評価を行うことが求められています。よって、国及び政府に対し患者の窓口負担を軽減するとともに、歯科の保険給付範囲を拡大し国民が保険でよりよい歯科医療を受けられる措置を講ずるよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生大臣。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第7号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第7号は可決されました。

日程第18、大治町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、大治町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員には、小塚貫幸さん、吉田己喜男さん、松木田毅さん、石川義章さん、以上を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、小塚貫幸さん、吉田己喜男さん、松木田毅さん、石川義章さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、大治町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員補充員には、加藤敏雄さん、野村 守さん、東川 隆さん、松永康義さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、加藤敏雄さん、野村 守さん、東川 隆さん、松永康義さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次の補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和元年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 林 健 児

署名議員 林 哲 秀